

第三者調査委員会調査報告書の公表及び今後の県の対応について

1 県保有情報の漏えい指摘に係る調査報告書の結論

- ① 「県保有情報」と「ネット上の情報」は同一の可能性が高いこと
- ② 漏えいが公益通報に該当しないこと
- ③ 漏えいさせた者は不明

2 県の対応

- ・ 地方公務員法上の守秘義務違反の疑いがあるとして、本日**県警に告発状を提出**
- ・ 調査報告書の内容を踏まえ、情報セキュリティ対策等を実施

3 調査報告書の公表

別添資料のとおり公表（県HPにも本日公開）